情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和五年十一月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

## 法律第八十号

### 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律

（社債、株式等の振替に関する法律の一部改正）

**第一条**　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節　新投資口予約権の振替（第二百四十七条の二―第二百四十七条の四）」を「第四節　特別法人出資の振替（第二百四十七条の二―第二百四十七条の七）」に、「第五節　新投資口予約権の振替（第二百四十七条の二の八―第二百四十七条の四）」を「第五節　特定目的会社の新優先出資の引受権の振替（第二百四十八条・第二百四十九条）」に、「第六節　特定目的会社の転換特定社債の振替（第二百五十条―第二百五十二条）」を「第六節　特定目的会社の転換特定社債の振替（第二百五十条―第二百五十二条の二）」に、「第七節　特定目的会社の新優先出資引受権付特定社債の振替（第二百五十三条―第二百五十五条）」を「第七節　特定目的会社の新優先出資引受権付特定社債の振替（第二百五十三条の二―第二百五十五条）」に改める。

第二条第一項第十七号の二を同項第十七号の三とし、同項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券に表示されるべき権利（前三号に掲げるものを除く。）

第十一条第一項第四号及び第五号ロ中「第二百三十九条第一項」の下に「、第二百四十七条の二の三第一項」を加え、同条第二項中「同号」を「同条第一項第十三号」に、「第三章」を「次章」に改め、「第二百三十九条第一項」の下に「、第二百四十七条の二の三第一項」を加える。

第十二条第二項及び第十九条中「第二百三十九条第一項」の下に「、第二百四十七条の二の三第一項」を加える。

第四十八条の表第十二条第二項の項中「第百七条第一項及び第四項」の下に「、第百二十七条の二十一第一項及び第三項」を、「第二百三十九条第一項」の下に「、第二百四十七条の二の三第一項」を加える。

第五十八条第九号、第十号及び第十九号から第二十一号までの規定中「第二百三十九条第一項」の下に「、第二百四十七条の二の三第一項」を加え、同条第四十号中「又は第二百四十条第二項」を「、第二百四十条第二項、第二百四十七条の二の四第二項又は第二百四十七条の二の七第二項」に改める。

第六十九条の二第一項中「第一号の一定の日の一月前までに」を削り、同項第二号中「同号の一定の日まで」を「、通知者がこの項の通知を発した日から起算して、社債権者及び質権者の保護のため必要かつ適当なものとして主務省令で定める期間内」に改め、同条第三項中「同号の一定の日までに同項第二号」を「同項第二号の期間内に同号」に改める。

第百二十七条の六第一項中「第一号の一定の日の一月前までに」を削り、同項第二号中「同号の一定の日まで」を「、通知者がこの項の通知を発した日から起算して、受益者及び質権者の保護のため必要かつ適当なものとして主務省令で定める期間内」に改め、同条第三項中「同号の一定の日までに同項第二号」を「同項第二号の期間内に同号」に改める。

第百三十一条第一項中「第一号の一定の日の一月前までに」を削り、同項第二号中「同号の一定の日まで」を「、通知者がこの項の通知を発した日から起算して、株主及び登録株式質権者の保護のため必要かつ適当なものとして主務省令で定める期間内」に改め、同条第三項中「同号の一定の日までに同項第二号」を「同項第二号の期間内に同号」に改める。

第百六十七条第一項中「第一号の一定の日の一月前までに」を削り、同項第二号中「同号の一定の日まで」を「、通知者がこの項の通知を発した日から起算して、新株予約権者及び質権者の保護のため必要かつ適当なものとして主務省令で定める期間内」に改め、同条第三項中「同号の一定の日までに同項第二号」を「同項第二号の期間内に同号」に改める。

第百九十六条第一項中「第一号の一定の日の一月前までに」を削り、同項第二号中「同号の一定の日まで」を「、通知者がこの項の通知を発した日から起算して、振替新株予約権付社債権者及び質権者の保護のため必要かつ適当なものとして主務省令で定める期間内」に改め、同条第三項中「同号の一定の日までに同項第二号」を「同項第二号の期間内に同号」に改める。

第二百二十八条第二項の表第百三十一条第一項の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第百三十一条第一項 | 事項を | 事項を公告し、かつ、次に掲げる事項 |

第二百二十八条第二項の表第百三十一条第五項の項中「、第一項第一号の一定の日の一月前までに」を削り、「同項各号」を「第一項各号」に改める。

| | | |
|---|---|---|
| 次に掲げる事項 | | |
| 第一号 | | |
| 一月前までに当該振替株式 | を | 次に掲げる事項を |
| | | 第一号の一定の日に資証券（資産の流動化に関する法律第二条第九項に規定する優先出資証券をいう。以下同じ。）は無効となる旨及び次に掲げる事項 |
| 同号 | | |
| 一月前までに公告し、かつ、当該優先出資 | | 第一号の一定の日において優先出資証券（資産の流動化に関する法律第二条第九項に規定する優先出資証券をいう。以下同じ。）は無効となる旨及び次に掲げる事項 |

に改め、同表第百三十一条第五項の項中「、第一項第一号の一定の日の一月前までに」を削り、「同項各号」を「第一項各号」に改める。